

霞台旧施設解体事業費と土地取得費の比較パターン

区分	パターンA	パターンB	パターンC																																		
	令和2年6月1日付け 令和2年度第3回正副管理者会議資料 「参考資料 第2回正副管理者会議における指示事項について」資料6-2	令和5年度予算書 旧霞台解体事業支出予定額を基に 資料6-2の計算式で積算した場合	令和5年度予算書 旧霞台解体事業支出予定額と交付金額を基に 算出した場合																																		
(1) 既存施設解体概算費用	770,000,000円 …①	1,232,627,000円 …①	1,232,627,000円 …①																																		
循環型社会形成推進交付金	① × 1/3 (補助率) ≒ 256,666,000円 …②	① × 1/3 (補助率) ≒ 410,875,000円 …②	292,593,000円 …② ※精査(焼却炉等の解体が交付対象、不燃ごみ破碎機施設等は対象外)																																		
交付税措置 (一般廃棄物処理事業債)	① - ② × 75% × 30% = 115,500,150円 …③	① - ② × 75% × 30% = 184,894,200円 …③	かすみがうら市分試算額…75,630,000円 ※交付金対象事業(90%×50%)、他(75%×30%)で試算 ※交付税は各市町の起債により、各々の財政事情等によって決定され、試算した全額の交付を受けられるものではない。 ※交付税自体も実際には一般財源である。																																		
一般財源投資額	① - ② - ③ = 397,833,850円	① - ② - ③ = 636,857,800円																																			
負担額按分表	<table border="1"> <thead> <tr><th>自治体名</th><th>負担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>石岡市 38.03%</td><td>151,296,213円</td></tr> <tr><td>小美玉市 24.12%</td><td>95,957,525円</td></tr> <tr><td>かすみがうら市 22.38%</td><td>89,035,216円</td></tr> <tr><td>茨城町 15.47%</td><td>61,544,896円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>397,833,850円</td></tr> </tbody> </table>	自治体名	負担金額	石岡市 38.03%	151,296,213円	小美玉市 24.12%	95,957,525円	かすみがうら市 22.38%	89,035,216円	茨城町 15.47%	61,544,896円	合計	397,833,850円	<table border="1"> <thead> <tr><th>自治体名</th><th>負担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>石岡市 38.03%</td><td>242,197,021円</td></tr> <tr><td>小美玉市 24.12%</td><td>153,610,101円</td></tr> <tr><td>かすみがうら市 22.38%</td><td>142,528,776円</td></tr> <tr><td>茨城町 15.47%</td><td>98,521,902円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>636,857,800円</td></tr> </tbody> </table>	自治体名	負担金額	石岡市 38.03%	242,197,021円	小美玉市 24.12%	153,610,101円	かすみがうら市 22.38%	142,528,776円	茨城町 15.47%	98,521,902円	合計	636,857,800円	<table border="1"> <thead> <tr><th>自治体名</th><th>負担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>石岡市 37.77%</td><td>各自自治体による</td></tr> <tr><td>小美玉市 24.60%</td><td>各自自治体による</td></tr> <tr><td>かすみがうら市 22.05%</td><td>一般財源 207,277,497円 交付税試算額 75,630,000円 負担金額相当 131,647,497円</td></tr> <tr><td>茨城町 15.58%</td><td>各自自治体による</td></tr> </tbody> </table>	自治体名	負担金額	石岡市 37.77%	各自自治体による	小美玉市 24.60%	各自自治体による	かすみがうら市 22.05%	一般財源 207,277,497円 交付税試算額 75,630,000円 負担金額相当 131,647,497円	茨城町 15.58%	各自自治体による
自治体名	負担金額																																				
石岡市 38.03%	151,296,213円																																				
小美玉市 24.12%	95,957,525円																																				
かすみがうら市 22.38%	89,035,216円																																				
茨城町 15.47%	61,544,896円																																				
合計	397,833,850円																																				
自治体名	負担金額																																				
石岡市 38.03%	242,197,021円																																				
小美玉市 24.12%	153,610,101円																																				
かすみがうら市 22.38%	142,528,776円																																				
茨城町 15.47%	98,521,902円																																				
合計	636,857,800円																																				
自治体名	負担金額																																				
石岡市 37.77%	各自自治体による																																				
小美玉市 24.60%	各自自治体による																																				
かすみがうら市 22.05%	一般財源 207,277,497円 交付税試算額 75,630,000円 負担金額相当 131,647,497円																																				
茨城町 15.58%	各自自治体による																																				
(2) 土地評価額	土地単価はH30年度周辺道路整備事業土地評価業務における評価額																																				
評価額	36,786.34㎡ × 11,100円/㎡ = 408,328,374円																																				
負担額按分表	<table border="1"> <thead> <tr><th>自治体名</th><th>負担金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>石岡市 38.03%</td><td>155,287,281円</td></tr> <tr><td>小美玉市 24.12%</td><td>98,488,804円</td></tr> <tr><td>かすみがうら市 22.38%</td><td>91,383,890円</td></tr> <tr><td>茨城町 15.47%</td><td>63,168,399円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>408,328,374円</td></tr> </tbody> </table>			自治体名	負担金額	石岡市 38.03%	155,287,281円	小美玉市 24.12%	98,488,804円	かすみがうら市 22.38%	91,383,890円	茨城町 15.47%	63,168,399円	合計	408,328,374円																						
自治体名	負担金額																																				
石岡市 38.03%	155,287,281円																																				
小美玉市 24.12%	98,488,804円																																				
かすみがうら市 22.38%	91,383,890円																																				
茨城町 15.47%	63,168,399円																																				
合計	408,328,374円																																				
かすみがうら市 負担金比較	解体費用負担 89,035,216円 土地費用負担 91,383,890円 (多)	解体費用負担 142,528,776円 (多) 土地費用負担 91,383,890円	解体費用負担 131,647,497円 (多) 土地費用負担 91,383,890円																																		

【参考】旧施設跡地ストックヤード整備事業(設計委託・整備工事・施工監理委託)・・・R6-7年度、計約7,500万円
中継センターストックヤード整備事業(設計委託・整備工事・施工監理委託)・・・R5-6年度、計約2,200万円

年月日	項目	備考
H27.4.1	霞台厚生施設組合格約	規約・協定書に解体費及び土地代に関する記載はなし
H27.2.23	石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町 ごみ処理広域化推進に関する仮協定締結	
H28.4.25	ごみ処理広域化に伴う関連施設整備に関する協定締結	
H28.8.22	ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定締結	
R2.1.29	霞台正副管理者会議	
R2.5.7	霞台正副管理者会議	
R2.6.1	霞台正副管理者会議	
R3.3.31	ごみ処理広域化に伴う遠方化による負担軽減措置に係る協定締結	
R3.4.1	霞台厚生施設組合格約	

※正副管理者会議報告抜粋

会議等名	令和元年度第5回 正副管理者会議
日 時	令和2年1月29日(水) 10時00分～12時00分
会議概要	<p>(2期計画について)</p> <p>局長：地域計画(2期)について、基本構想によれば、1期計画は5年間にわたる新広域ごみ処理施設建設に関する計画であり、その後の現施設の解体やストックヤード等の建設を2期計画として検討することとなっている。</p> <p>茨城美野里環境組合の解体については小美玉市・茨城町による費用負担、霞台厚生施設組合の解体については4市町で費用負担とすることを確認いただきたい。</p> <p>茨城町：2期計画の内容を再度確認したい。</p> <p>局長：既存施設の解体とともに、本来であれば既存ストックヤードを解体し、新たにストックヤードを整備する予定だったが、既存ストックヤードを活用しようとなったため、さらなる3R推進施設を検討する。</p> <p>茨城町：3R推進施設とは既存施設を改修するのか、新たに整備するのか。</p> <p>局長：解体費用に交付金を活用するには新たに跡地に整備する必要がある。</p> <p>(解体費用負担について)</p> <p>かすみ：既存施設解体について、3組合それぞれの構成自治体が負担すると理解していた。</p> <p>局長：当初はすべていっしょにという議論もあったが、平成29年第1回定例会において管理者が「霞台以外の施設についてはそれぞれ構成団体で解体する」と答弁しているため、令和3年以降共有財産として使用していくことから白雲荘解体と同様に、霞台の既存施設については3市1町で解体するとご理解いただいていると考えていた。昨年10月議会においても同様に答弁している。</p> <p>かすみ：白雲荘は新施設建設に面積が不足するため4市町負担とし、既存施設の解体はそれぞれの構成団体と理解していた。これまでも地元や議会へそのように説明してきた。</p> <p>茨城町：明確に霞台について3市1町で負担するという議論はしていないのはいいか。茨城美野里と新治についてははっきりしていた。霞台の既存施設を茨城町は全く使用していない。今後共有して使用するからという理由では疑問が残る。</p> <p>小美玉：広域化する上での跡地利用を考えなければならない。還元施設を跡地に建設するとなったら4市町で考えるのではないか。それと理屈は同じではないか。</p> <p>茨城町：全く成り立たない理屈ではないが、茨城美野里跡地も霞台が共有財産として使用していくがそちらは1市1町負担で、霞台は3市1町負担というのは理屈が通らない。</p> <p>局長：敷地内には余剰敷地がなく、何かあった時に様々な物資を置くスペースもないため、解体は必要不可欠と考えている。</p> <p>小美玉：みんなで使う施設として建設することになったからには、みんなで解体することを基本とすべき。</p> <p>局長：1期計画には含んでいない既存施設側のエリアについても、動線の整備等</p>

	<p>含め跡地の利活用が必要になるため、2期計画で検討することとなっている。</p> <p>管理者：よろしいか。</p> <p>かすみ：異論はあるが、全体の決定には従う。</p> <p>管理者：了承を確認した。</p>
--	---

会議等名	令和2年度第2回 正副管理者会議
日 時	令和2年5月7日(木) 午後1時25分から午後1時56分
	<p>3. 議事</p> <p>(1)管理者の互選について～宮本総務課長</p> <p>◎ 霞台厚生施設組規約第9条第2項の規定により、管理者を互選することとされていることから、協議をお願いしたい。</p> <p>⇒ 谷島石岡市長を管理者とすることでよろしいか。(島田管理者職務代理者)</p> <p>【異議なし】</p> <p>-確認・意見-</p> <p>⇒ ①新施設が遠方になることにより、ごみの収集に関して茨城町では委託業者の負担が増加する。委託料は各構成市町が負担することになるが、増加した分を新組合で負担していただきたい。また、補助の有無はいつ示してもらえるのか。②旧施設はそれぞれの構成市町村で解体することになるが、霞台についても石岡市と小美玉市の負担で解体する認識でよいのか。(小林副管理者)</p> <p>～①前回の正副管理者会議で市町ごとのスケールメリットを示させていただいたが、3市1町全てでメリットがあります。委託収集費用については、700～3,000万円ほど負担増になる見込みである。市町ごとにもばらつきがあるため、今後指示があれば調整等会議の議題として検討してまいります。また、回答の期日は現時点では未定であります。</p> <p>②霞台以外の旧施設は、それぞれの構成団体で解体すると議会で答弁している。霞台の旧施設は解体後、ストックヤードとして使用していくため、解体も3市1町で負担する。(小澤事務局長)</p> <p>⇒ 新施設は3市1町だが、旧施設をかすみがうら市と茨城町は使用していない。使用していた施設は責任を持って解体するが、跡地を利用するからといって霞台の旧施設の解体を3市1町で負担するのは合理的ではない。(小林副管理者)</p> <p>～1月の正副管理者会議においてこの件は、協議されたこととあります。一部事務組合は正副管理者の協議により決定したことを実行しているが、これまでの理解を変更する場合は、再度協議していただく必要がある。</p> <p>財産の承継に関して、石岡市・小美玉市の負担にて現在の土地を取得しており、その土地を継承して3市1町で使用していくことになる。かすみがうら市・茨城町は</p>

土地の取得費用が発生していないが、すでに法的には3市1町の共有財産となっている。そのようなことから、震台の旧施設も共有財産であると理解している。(小澤事務局長)

⇒ 再協議することを提案する。土地については、そのとおりである。土地に対する評価と解体に対する評価をし、負担金をきちんと算出するのが正しいやり方である。正副管理者会議で協議した経過はあるが、原案を作成したのは事務局である。評価をきちんとして、示してから方向性を協議すべきであった。(小林副管理者)

⇒ 前回も同様の発言をさせていただいた。解体は利用していた自治体が行うのが常識だと考えていたが、震台については3市1町で解体するというので、筋としてはどうなのか。白雲荘は新施設建設の障害になるため、3市1町で解体することには了解した。本体については、再協議していただきたい。(坪井副管理者)

⇒ 小美玉市は、震台では玉里と小川、茨城美野里では美野里が共同処理を行ってきた。広域性の基本に基づいて物事を判断すると、白雲荘の解体も建設も3市1町であろう。旧施設も広域で跡地を有効活用するならば、解体も整備も広域であろう。かすみがうら市と茨城町は震台を使用していないが、3市1町で事業を行い、結果が出ればいいと考える。基本は震台に3市1町で整備するという。(島田管理者職務代理者)

⇒ 茨城美野里の施設の解体も億の話になる。震台までとなると茨城町の負担は大きくなる。3市1町で使う施設であっても、負担の公平化を考えなくてはならない。(小林副管理者)

～震台の小美玉市から無償譲渡された土地を除いた土地の面積は、約35,000㎡ある。土地の評価額は平米あたり15,000円程度と記憶しており、全体で評価額は約5億円となるが、かすみがうら市と茨城町に費用負担を求めた場合、これに対しての特定財源はない。解体の場合、費用が10億円と仮定した場合、3分の1が循環型形成推進交付金として交付されるため、約6億6,000万円の負担となるが、その他の財源の起債があるため、協定書の率で割った場合、土地の取得も解体も負担する費用に大差はないのではないかと考えている。この金額は概算で算出したため、精査した数字を提出し、再度協議していただきたい。(小澤事務局長)

⇒ 根拠をきちんと示して計算して、どこに出しても説明がつくものであれば、私はよい。坪井市長はどうか。(小林副管理者)

【坪井副管理者了承】

～数字的な根拠も含めて、協議を改めるのではなく、数字を整理したうえで改めて正副管理者会議に提出させていただく。(小澤事務局長)

⇒ 新治広域の解体費用は16億ほどかかる。(坪井副管理者)

⇒ 交付金はもらえないのか。(小林副管理者)

～何らかの補助がないか研究している。災害廃棄物のストックヤードを整備する名目で循環型形成推進交付金が受けられないか問い合わせたところ、一般廃棄物のストックヤードとして兼用し、常に使用していなければ交付されないとのこと。

	<p>新治広域に打診したところ、ストックヤードとして使用する意思はないとのこと。 (小澤事務局長)</p> <p>⇒ 霞台解体の件について、基本的な資料を用意し、正副管理者会議で相談することでもよろしいか。(島田管理者職務代理人)</p> <p>【異議なし】</p>
--	--

会議等名	令和2年度 第3回正副管理者会議
日 時	令和2年6月1日(月) 11時00分～11時45分
会議概要	<p>(6) 第2回正副管理者会議における指示事項について・・・資料6-1～6-2</p> <p>・全国事例からのトン当たり費用からの積算によると、設計ベースでも実績ベースでも解体費用のほうが土地評価額より低額となる見込み。</p> <p>■ 質疑応答・意見</p> <p>茨城町：色付けの意味合いはなんなのか。霞台解体に関しては茨城町・かすみがうら市は費用負担をする立場にないと話したがそれについて説明を求む。</p> <p>事務局：現在の霞台の土地を共有化した場合、構成団体に入っていないかすみがうら市と茨城町を着色している。それらを考慮した結果、いずれにおいても土地費用を負担するよりも解体費用を負担していただいた方が負担は少ないと思われる。</p> <p>茨城町：2つの試算内容の違いを再度説明求む。</p> <p>事務局：資料6-1は環境産業新聞社調査による実績額、資料6-2はコンサル調査による地域計画ベースの設計額を根拠としている。資料6-2に平均的な落札率を掛けていただくと資料6-1の金額になるイメージ。</p> <p>管理者：この件については以上としてよろしいか。</p> <p>※承認</p> <p>(追加説明)</p> <p>事務局：広域化に伴う収集運搬費用増大分の軽減策について、今後調整等会議において案を検討してよいか</p> <p>※承認</p>

会議等名	令和2年度 第5回正副管理者 会議
日 時	令和2年8月31日(月) 14時00分 14時50分
会議概要	<p>(2) 地域 計画(二期)案 について・・・資料2-1～2-2</p>

	<p>建計課：計画期間は令和 3 年度～令和 7 年度の 5 ヶ年計画。廃家電・草木類のストックヤードを旧施設跡地に整備する。廃家電リサイクルは家電リサイクル法の基づき民間ルートが原則だが、補てん的な取り組みとして実施。不法投棄防止対策にも効果を見込んでいる。</p> <p>財政負担平準化を求める意見が市町からあり、霞台跡地整備を令和 4 年度～令和 5 年度、茨城美野里跡地整備を令和 3 年度～令和 6 年度と 1 年間ずらして計画している。事業費について、4 市町負担として、霞台の解体に係る費用が約 8 億 4 千万円、霞台跡地のストックヤード整備に係る費用が約 7 千万円、茨城美野里跡地のストックヤード整備に係る費用が約 3 千万円、4 市町負担の合計額は約 9 億 5 千万円となり、そのうち約 3 億円を交付金として見込んでいる。小美玉市及び茨城町の負担分となる事業費について、茨城美野里の解体に係る費用が合計で約 7 億円 そのうち約 2 億円を交付金として見込んでいる。全体事業費は約 1 6 億 6 千万円、そのうち約 5 億円を交付金として見込んでいる。地域計画案については、県の廃棄物対策課とも事前に協議しており、内容は問題ないとの回答を頂いている。</p> <p>●質疑応答・意見等</p> <p>茨城町：解体費用については概算か。</p> <p>事務局：コンサルにおいて全国事例の調査を行ない、平均単価で積算している。</p> <p>管理者：報告のとおり承認とする。</p>
--	---

会議等名	令和 4 年度 第 3 回 正副管理者 会議
日 時	令和 4 年 9 月 27 日 (火) 9 時 58 分～ 11 時 30 分
会議概要	<p>4. その他</p> <p>①霞台旧施設解体費用等について</p> <p>事務局：旧施設 解体 負担金に関するこれまでの経緯説明 を行った。</p> <p>正副管理者：これまでの客観的事実行為の確認や意見交換が、各首長の立場として行われた。</p>

会議等名	令和 4 年度 第 5 回 正副管理者 会議
日 時	令和 4 年 12 月 21 日 (水) 9 時 55 分～ 11 時 40 分
	<p>(2) 令和 5 年度当初予算 (案) について・・・・・・・・・・資料 2</p> <p>総務課：資料 2 に基づき、令和 5 年度当初予算 (案) について説明。</p> <p>●質疑応答・意見等</p> <p>かすみ：霞台旧施設解体事業について、地域計画が 12 月に変更になったということだが、約 12 億円に上がった違いについて説明していただきたい。</p>

建計課：地域計画は設計前であるため、概算費用という形で解体費用を税込み約 8 億円で載せている。施工管理費と設計費が含まれたものが事業費であり、今回計上した解体費の予算は約 12 億円に上がっている。

地域計画の数字は、旧霞台と同等の焼却施設の解体設計単価を算出し、1 トン当たり約 630 万円という単価を、旧霞台の 126 トンにかけた数字が約 8 億円としている。今回は、改めて設計し、業者に現地確認等をしていただいて約 12 億円という見積りをしておりますので、実際に発注に近い数字となっている。

かすみ：新たに取り直した約 12 億円の解体費の見積書の詳細について、資料の提出をお願いしたい。

建計課：内訳書でよろしければ提供させていただきます。

かすみ：かすみがうら市は、霞台旧施設解体設計費の負担金について、住民監査請求が出され、かすみがうら市は支払いができないという結果となった。それに伴い、旧霞台解体費についても、同様の取り扱いをさせていただきたい。

事務局：事務局としては、平成 28 年 8 月 22 日締結の協定書の第 4 条の但し書きに基づいた、新たな協議によって、正副管理者会議の中で 2 回了解を確認した上で、3 市 1 町の負担で解体費を負担いただくことが決定していると認識している。今年度 2 月の定例会で、令和 4 年度予算を議会での可決、そして、構成市町の議会の議決をいただいて進めてきている。

茨城町：経過は事務局で説明したとおりだが、広域の組合は、特別地方公共団体であるため、構成市町の首長が出席して、そこで審議をして決めたことを遡及するとなると物事は成立しない。議決されていることは、お互いに誠意を持って履行していくという前提で成り立っている。

小美玉：茨城町長の意見に同感である。構成市町で協議をした中で合意し、同意を得ることだから、守っていただき、それであってこそ広域の組合が成り立っているわけである。

かすみ：構成市町それぞれの合意であって、これまでの判断の中で、かすみがうら市に対して不公平があり、それに対し誠意を持って対応していくのが当然のことだと思う。前市長が同意したから、それは覆られないということではなく、事実を見て、果たしてかすみがうら市が使用していない施設に対しお金を払う必要があるのかどうか、そこにもう一度立ち返っていただいて、どれが公正公平な運営なのか検討していただきたい。

事務局：法の支配のもとで、一部事務組合は、地方自治法に基づいて成立している特別地方公共団体である。一部事務組合の処理をする事務について組合を構成する地方公共団体の事務ではなく、構成地方公共団体の監査委員の監査権限は及ばないものである。その辺を改めて加味した上で、かすみがうら市内部で検討、判断をお願いしたいと事務局側の現段階での

意見である。

石岡市：茨城町長、小美玉市長からも話があったとおり、霞台厚生施設組合は一つの組織であり、首長が変わって遡及していると、信頼関係が損ねかねないので、さまざまでた意見のご理解、ご協力をお願いしたい。

かすみ：かすみがうら市の行政に関する監査ということで、支払うべきでないという監査結果に対して、支払いはできないし、解体工事の費用についても同様の結果になると思われるので支出ができないということ。茨城町も本来負担する必要性はないと考えている。施設を使用した構成市が解体するのが当然のことで、予算をもう一度検討していただきたい。それに関連して、旧霞台解体費に関し、3市1町の負担との考えのようなので、その予算の中でそれぞれの構成市町がどれくらいの負担となるのか金額がわかりましたら資料をお願いしたい。いずれにしても、予算を組みましても支払できないことについて理解していただきたい。

茨城町：かすみがうら市と茨城町の立場は一緒であるが、茨城町は支払う。執行権者は私ですから、私の権限で支払う。支払わないのは、かすみがうら市長が支払わないのであって、市長の権限で支払はできるはずなので、しかるべき公正な責任のあるやり方だと思う。もしどうしてもということになれば、唐突にかすみがうら市長が言うておりましたが、財産の管理の問題であるため、継承した財産を、新施設分の敷地分も含めて、**土地に対して不公平ですから、公平間で考えれば土地の代金を払っていない。なので公平にやるのであれば精算しなくてはいけない**と思い解体の支払いに納得した。

小美玉：石岡市と小美玉市は、そういう立場ですから、突き詰めていくと色々な問題がでてくる。かすみがうら市長は、逆にどういう考えを持っているのか。

かすみ：土地の問題と天秤にかけたわけではないと、前回事務局で言うてました。但し、土地の負担の問題が未解決ということであれば、茨城町長が言うたように、それはそれで検討すべきだと思う。協議の中で土地代金とそれに対する天秤にかけた資料がありました。ところが、**当時8億の概算分が、現在13億に上がり、なぜこんなに上がるのか不信感がある。天秤にかけたということであれば、その前提すら崩れている。12月の変更で、そもそも土地の負担を求めるのであれば、広域化にするときに条件に入れるべきだったのではない**か、後から請求が来るって誰も知らされてないまま、広域化の合意がなされたわけですよ。後で、あの時払っていないからってそれはちょっと難しいと、私は感じますが、**いずれにしても土地の問題が未解決だということであれば、それはそれとして協議したい**と思う。

茨城町：天秤にかけたわけではないと言うのも正しいと思う。それはお互いに意

	<p>見を出し、かすみがうら前市長が話し合いに参加し、土地のことで、お互いに紳士的な話になっただけで、別に土地と建物を最初から天秤にかけたわけではない。そういう話が話し合いの過程で出たので、それなら私らは土地を負担しない代わりに解体の方は、新施設を建てるため解体するので、それは同意するという整理してある。</p> <p>事務局：天秤にかけたような印象を与えてしまった資料を作成したこと、そういうような誤解を与えてしまうような説明であったとしたならば、事務局を代表しましてまずはお詫びをします。使用している財産、使用していない財産、色々な議論の中で、土地代と解体費どちらも精査した数字で資料を作成してほしいという指示がありまして、そこで大小の記号をいれたため、天秤のような印象を与えてしまったかもしれません。記録を見るとみんなで使うものはみんなで処分するというような非常にアバウトかつフレンドリーな言葉で説明のあった時もあったようで、土地代、解体費についての議論はその時まで一度も起きてない。</p> <p>管理者：予算案として、この内容で進めていくのでよろしくお願ひしたい。</p> <p>茨城町：かすみがうら市が払わないのは認めることはできない。これは払ってもらうことが前提で、それは管理者の執行権の中でやっていただくことである。</p> <p>かすみ：責任問題を言うのであれば、使った人は片付けるのが責任ではないか。</p> <p>管理者：いろんな議論があつて、最終的にこの4市町で合意した話であり、首長が変わるたびに遡及していると話し合いの意味が無くなってしまう。</p> <p>かすみ：事務局だって資料の作り方がおかしかったと認めているのではないか。</p> <p>茨城町：おかしいとは言っていない。それは参考資料として、比較検証のために出したものである。それが天秤という言葉で言うからおかしいとかおかしくないっていう話になってしまう。</p> <p>管理者：作成してほしいと言われた資料なので問題はない。話し合いをしてきた中で決めてきたことであり、かすみがうら市として払う、払わないというのは、この場で払ってくださいと、払うべきでしょうとせざる得ないということとなるので、この予算につきましては予算案として上程させていただきたいと思ひますのでご理解の程よろしくお願ひします。</p> <p>この件については以上となります。</p>
--	---

会議等名	令和4年度第6回正副管理者会議
日 時	令和5年1月23日(月) 15時30分～16時10分
	<p>4. その他</p> <p>①霞台厚生施設組合旧施設解体工事の総括表について</p> <p>建計課：参考資料に基づき、霞台厚生施設組合旧施設解体工事の内訳について説</p>

明。参考資料について、確定額でないため、部外秘扱いでお願いしたい。

●質疑応答・意見等

建計課：霞台旧施設は、既存のごみ処理施設に隣接しており、搬入ルートのごみ処理施設を解体することから、仮設道路を作る設計をしているため、事業費増大の要因となっている。

事務局：当初8億円から金額が上がったことについて説明させていただいた。組合では、最小の経費で最大の効果を努力させていただいているが、さまざまな経費や燃料などが想定以上に高騰しており、しっかりと入札にかけた上で、入札差金等の効果がでてくることも期待しながら進めていきたい。

かすみ：市町の負担について、土地代金との比較表に参考資料の数字を当てはめるとどのくらいになるのか教えていただきたい。

事務局：土地の金額については、示したとおりであるが、請負率がどの程度になるかシュミレーションし、想定上のもので準備させていただきたい。

かすみ：参考程度で、霞台の敷地土地の評価額を知りたいので、かすみがうら市の費用で実施したいのだが了承していただけるか。

事務局：特に問題はない。

②霞台厚生施設組合個人情報保護法施行条例について

総務課：霞台厚生施設組合個人情報保護法施行条例専決処分について説明。

●質疑応答・意見等

特になし

③その他

かすみ：霞台旧施設の解体について、全国市長会の顧問弁護士に伺ったところ、規約で分賦金の決め方が議会の議決によると記してあるが、これまでにどういった議決をしたか実際にどういう形で議決されたか教えていただきたい。

事務局：規約に則った分賦金の議決は、当初予算案として示し、議会の議決をいただいている。

かすみ：予算はあくまでも見積りなので、議決でしばれるのは、款、項までで、実際に市の分担というのは予算では議決されていない。これは、法的に間違っていないので、議会の中で、どの市が何パーセント分担するか、負担することを別途決めておかないと違法との指摘を受けたので、改めて確認していただきたい。

事務局：市町の協定に係る分担金の率は、平成27年2月23日に仮協定を締結し、構成市町の議会で、組合の規約変更について議決をいただき本協定に切り替えた経緯がある。その協定書の中には、構成市町の負担割合に

	<p>ついて、人口割 10 %、均等割 10 %、搬入割 80 %の率で算出し明示して議決をいただいた手順を踏んでいる。</p> <p>かすみ：規約に記してある議会というのは、組合議会ではないのか。</p> <p>事務局：組合議会にも示しているが、広域化のスタートの議決は、構成市町の議会において執行部で説明し、議決をいただき物事を進めていると理解している。</p> <p>かすみ：組合規約には、組合の議決が必要と記してあるので、議決をした経緯があるかどうか確認してほしいのと、負担割合だけでなく、旧施設の事業に係る費用は、誰が負担するのか、決めていなければ大問題と指摘を受けたので確認いただきたい。</p> <p>事務局：霞台旧施設の負担割合、各経費の負担の協定として、平成 28 年 8 月 22 日に締結し、協定書第 4 条には、「それ以外の負担経費について」として、別途協議をするということで、進めてきた経緯があるので、組合として形式的に条件は満たしたものと理解している。</p> <p>かすみ：規約違反となっていると思うので、違反となっていないか確認してほしい。</p> <p>事務局：規約違反はしていない前提で改めて確認する。</p>
--	---

霞台厚生施設組合地域
循環型社会形成推進地域計画
(第2期計画)

霞台厚生施設組合

石岡市

小美玉市

かすみがうら市

茨城町

令和2年11月30日

(変更：令和3年3月31日)

(変更：令和3年12月28日)

(変更：令和4年8月15日)

(変更：令和4年12月9日)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考			
			単位		開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							2,015,724	16,676	305,900	532,344	637,429	523,375	1,579,573	16,676	238,980	479,478	499,453	344,986		
ストックヤード整備事業	2	霞台厚生施設組合	150	m ²	R5	R7	1,300,382	0	0	158,444	618,563	523,375	945,539			119,966	480,587	344,986	施工監理含む	
ストックヤード整備事業	3	霞台厚生施設組合	100	m ²	R3	R6	715,342	16,676	305,900	373,900	18,866	0	634,034	16,676	238,980	359,512	18,866	0	施工監理含む ※旧茨城美野里環境組合	
○エネルギー回収等に関する事業							1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0		
ごみ焼却施設整備事業	1		215	t/日	H29	R4	1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0	全体事業：H29～R4	
新設		霞台厚生施設組合			H29	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	施工監理含む ※新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター解体 事業(事業主体：かすみが うら市)と一体として霞台 厚生施設組合クリーンセ ンターを整備。
解体		かすみがうら市			R3	R4	1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0	0	
○施設整備に関する計画支援事業	2及び 3	霞台厚生施設組合	-	-	R3	R6	69,456	20,460	38,016	3,280	7,700	0	62,589	20,460	31,149	3,280	7,700	0		
合 計							3,389,104	550,941	1,134,035	535,624	645,129	523,375	2,304,001	156,267	812,837	482,758	507,153	344,986		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
 ※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※4 事業が地域計画をまたぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対外部分のみを行う期間も含む。
 ※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合はそれぞれの事業費を別行で記載すること

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
(3) 工期 ※1	令和5年度～令和7年度 (全体：令和5年度～令和7年度)
(4) 施設規模	処理能力 150 m ²
(5) 処理方式	資源物の保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	資源物の有効利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工 事の有無	有
(8) スtock対象物	廃家電、草木類
(9) 総事業計画額 ※1	1,300,382 千円 うち、交付対象事業費 945,539 千円

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合（茨城美野里環境組合より事務を引き継ぐ）
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
(3) 工期 ※1	令和3年度～令和6年度 (全体：令和3年度～令和6年度)
(4) 施設規模	処理能力 100 m ²
(5) 処理方式	資源物の保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	資源物の有効利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工 事の有無	有
(8) スtock対象物	廃家電、草木類
(9) 総事業計画額 ※1	715,342 千円 うち、交付対象事業費 634,034 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため	
(3) 事業名称	旧施設解体設計等事業	ストックヤード設計事業
(4) 事業期間 ※1	令和 4 年度 (全体：令和 4 年度)	令和 6 年度 (全体：令和 6 年度)
(5) 事業概要	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	発注仕様書等作成
(6) 総事業計画 額 ※1	38,016 千円 うち、交付対象事業費 31,149 千円	7,700 千円 うち、交付対象事業費 7,700 千円

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合 (茨城美野里環境組合から事務を引き継ぐ)	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため	
(3) 事業名称	旧施設解体設計等事業	ストックヤード設計事業
(4) 事業期間 ※1	令和 3 年度 (全体：令和 3 年度)	令和 5 年度 (全体：令和 5 年度)
(5) 事業概要	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	発注仕様書等作成
(6) 総事業計画 額 ※1	20,460 千円 うち、交付対象事業費 20,460 千円	3,280 千円 うち、交付対象事業費 3,280 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること

令和4年度

霞台厚生施設組合予算書

(一般会計)

R4 組合予算 歳入

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	総務費負担金	152,365	石岡市	57,944
			小美玉市	36,751
			かすみがうら市	34,100
			茨城町	23,570
			※協定制(石38.03% 小24.12% か22.38% 茨15.47%)	
2	衛生費負担金 (塵芥処理費)	261,526	石岡市	103,979
			小美玉市	72,086
			かすみがうら市	65,289
			茨城町	20,172
			※協定制(石38.03% 小24.12% か22.38% 茨15.47%)他	
3	衛生費負担金 (施設整備費)	932,075	均等割	協定制
			旧茨城美野里	
			石岡市	11,241
			213,236	224,477
			小美玉市	11,242
			135,241	150,571
			かすみがうら市	11,242
			125,485	136,727
			茨城町	11,242
			86,741	175,834
			※均等割(各市町25%)	
			協定制(石38.03% 小24.12% か22.38% 茨15.47%)	
			旧茨城美野里解体事業(小46.13% 茨53.87%)	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	清掃 手数料	350,000	ごみ処理手数料(中継センター含む)	350,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	清掃費 国庫交付金	134,111	循環型社会形成推進交付金 [1/3]	134,111

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	土地建物 貸付収入	40	土地貸付料	40

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	物品売払収入	51,803	鉄類売払収入	24,200
			ガラス類売払収入	594
			非鉄金属類売払収入	15,400
			古紙類売払収入	165
			ペットボトル売払収入	11,440
			小型家電品等売払収入	4

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	繰越金	5,000	前年度繰越金	5,000

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

内 訳		節		(単位 千円)	
一般財源	区 分	金 額	説 明		
			11 電話料	264	
			11 手数料	5	
			12 施設警備業務委託料	396	
			12 浄化槽維持管理業務委託料	88	
			12 消防設備等保守点検業務委託料	66	
			13 備品借上料	92	
			17 施設用備品	154	
932,075	3 職員手当等	531	職員等人件費	39,850	
	8 旅費	171	3 時間外勤務手当	531	
	10 需用費	858	18 派遣職員給料等負担金	39,319	
	11 役務費	216	ごみ処理広域化事業 (均等割)	2,534	
	12 委託料	65,063	8 普通旅費	171	
	13 使用料及び賃借料	96	10 文具用紙代	39	
	14 工事請負費	926,917	10 食糧費	24	
	17 備品購入費	33,000	10 印刷機器用品費	330	
	18 負担金補助及び交付金	39,319	10 被服類購入費	184	
	26 公課費	15	10 事務事業用品費	51	
			10 自動車燃料	58	
			10 車両修繕	41	
			10 備品修繕	131	
			11 郵便料	30	
			11 電話料	124	
			11 自動車保険料	51	
			11 手数料	11	
			12 水質分析業務委託料	1,097	
			12 保守契約業務委託料	81	
			13 有料道路使用料	84	
			13 ウィルス対策ソフト使用料	12	
			26 自動車重量税	15	
			ごみ処理広域化事業 (協定割)	87,758	
			12 霞台旧施設解体調査設計業務委託料	26,807	
			12 管理用道路用地測量業務委託料	1,179	
			12 管理用道路測量設計業務委託料	9,772	
			14 周辺環境等整備工事費	50,000	
			周辺環境整備事業 (均等割)	2,583	
			12 地域還元施設竣工式委託料	2,583	
			周辺環境整備事業 (協定割)	481,880	
			12 地域還元施設整備施工監理業務委託料	11,880	
			14 地域還元施設整備工事費	387,000	
			14 周辺環境等整備工事費	50,000	
			17 施設用備品	33,000	
			旧茨城美野里解体事業	451,581	
			12 旧茨城美野里解体工事施工監理業務委託料	11,664	
			14 旧茨城美野里解体工事費	389,917	
			14 周辺環境等整備工事費	50,000	
1,513,601					

内 訳		節		(単位 千円)	
一般財源	区 分	金 額	説 明		
41	22 償還金利子及び割引料	41	利子償還費	41	
41			22 一時借入金利子	41	

(款) 3 衛生費

(項) 1 清掃費

令和5年度

霞台厚生施設組合予算書

(一般会計)

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	総務費負担金	185,346	石岡市	70,006
			小美玉市	45,595
			かすみがうら市	40,868
			茨城町	28,877
			※協定割(石37.77% 小24.60% か22.05% 茨15.58%)	
2	衛生費負担金 (塵芥処理費)	296,662	石岡市	116,570
			小美玉市	81,985
			かすみがうら市	72,173
			茨城町	25,934
			※協定割(石37.77% 小24.60% か22.05% 茨15.58%)他	
3	衛生費負担金 (施設整備費)	567,229	均等割	協定割
			旧茨城美野里	
			石岡市	12,114
			小美玉市	12,114
			かすみがうら市	12,114
			茨城町	12,113
			※均等割(各市町25%)	
			協定割(石37.77% 小24.60% か22.05% 茨15.58%)	
			旧茨城美野里解体事業(小46.13% 茨53.87%)	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	総務 管理使用料	39,964	地域還元施設使用料	39,964

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	清掃 手数料	332,400	ごみ処理手数料(中継センター含む)	332,400

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	清掃費 国庫交付金	116,850	循環型社会形成推進交付金 [1/3]	116,850

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	土地建物 貸付収入	34	土地貸付料	34

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1	繰越金	30,000	前年度繰越金	30,000

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

内 訳		節		説 明
一般財源	区 分	金 額		
				10 印刷機器用品費 238
				10 施設維持管理用品費 236
				10 事務事業用品費 25
				10 電気料 840
				10 水道料 60
				10 施設用燃料 71
				10 自動車燃料 465
				10 機械燃料 12
				10 建物修繕 200
				10 車両修繕 866
				11 電話料 204
				11 自動車保険料 36
				11 火災保険料 8
				11 自動車任意保険料 130
				11 手数料 184
				12 施設警備業務委託料 396
				12 浄化槽維持管理業務委託料 106
				12 消防設備等保守点検業務委託料 33
				13 備品借上料 94
				26 自動車重量税 59
567,229	3 職員手当等	1,000	職員等人件費	45,890
	8 旅費	133	3 時間外勤務手当	1,000
	10 需用費	943	18 派遣職員給料等負担金	44,890
	11 役務費	188	ごみ処理広域化事業(均等割)	2,565
	12 委託料	32,325	8 普通旅費	133
	13 使用料及び賃借料	60	10 文具用紙代	44
	14 工事請負費	604,540	10 食糧費	24
	18 負担金補助及び交付金	44,890	10 印刷機器用品費	346
			10 被服類購入費	231
			10 事務事業用品費	51
			10 自動車燃料	66
			10 車両修繕	50
			10 備品修繕	131
			11 郵便料	30
			11 電話料	128
			11 自動車保険料	30
			12 水質分析業務委託料	1,160
			12 保守契約業務委託料	81
			13 有料道路使用料	48
			13 ウイルス対策ソフト使用料	12
			ごみ処理広域化事業(協定割)	211,724
			12 霞台旧施設解体工事施工監理業務委託料	13,904
			12 中継センターストックヤード設計業務委託料	3,280
			14 周辺環境等整備工事費	50,000
			14 霞台旧施設解体工事費	144,540
			旧茨城美野里解体事業	423,900
			12 旧茨城美野里解体工事施工監理業務委託料	13,900
			14 旧茨城美野里解体工事費	360,000
			14 周辺環境等整備工事費	50,000
893,891				

(単位 千円)

内 訳		節		説 明
一般財源	区 分	金 額		
39	22 償還金利子及び割引料 (款) 3 衛生費	39	利子償還費 (項) 1 清掃費	39

継続費についての前々年度末までの支出の見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体	
			年 度	年割額
3	1	旧茨城美野里解体事業	4	305,900
			5	373,900
			計	679,800
3	1	旧霞台解体事業	5	158,444
			6	618,563
			7	455,620
			計	1,232,627

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込 み) 額	
		期 間	金 額
新広域ごみ処理施設整備・運営に係る債務	29,098,872千円に消費税及び物価等の変動に伴う増減額を加算した額	自平成30年度 至令和4年度	17,571,274
業務用配置パソコン借上料	1,077	自令和2年度 至令和4年度	834
A E D 借上料	405	自令和2年度 至令和4年度	303
職員配備用パソコン機器借上料	671	令和4年度	167
業務データ保守管理用サーバー機器借上料	2,239	令和4年度	488
財務会計及び給与の電算機器借上料	7,475	令和4年度	1,661
地域還元施設みらい交流館指定管理者指定管理料	404,520		

額、前年度末までの支出額又は支出額並びに事業の進捗状況等に関する調査

(単位 千円)

計 画			前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
左の財源内訳								
特定財源		一般財源						
国庫支出金	地方債							
123,728		182,172		305,900		305,900		45.0
75,769		298,131			373,900	373,900		55.0
199,497		480,303		305,900	373,900	679,800		100.0
39,988		118,456			158,444	158,444		12.8
160,195		458,368					618,563	50.2
92,410		363,210					455,620	37.0
292,593		940,034			158,444	158,444	1,074,183	100.0

額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		特定財源			
期 間	金 額	国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
自令和5年度 至令和22年度	11,527,598千円に消費税及び物価等の変動に伴う増減額を加算した額				11,527,598千円に消費税及び物価等の変動に伴う増減額を加算した額
令和5年度	243				243
令和5年度	102				102
自令和5年度 至令和7年度	504				504
自令和5年度 至令和8年度	1,751				1,751
自令和5年度 至令和8年度	5,814				5,814
自令和5年度 至令和9年度	404,520				404,520